

生活保護に関するご相談の際は、福祉事務所での面談や申請手続きが円滑に進むよう、下記のような書類をご持参いただくことをおすすめします。

## 1. 本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など

---

## 2. 住居に関する書類

賃貸借契約書(アパートや借家の契約書)

家賃の領収書または振込明細

---

## 3. 収入に関する書類

給与明細(少なくとも直近3か月分)

年金証書・年金振込通知書

雇用保険受給資格者証や各通知書(失業手当、傷病手当、児童手当など)

---

## 4. 資産状況に関する書類

銀行口座の通帳(お持ちの全ての通帳、記帳済みのもの)

保険証券(生命保険・互助会・学資保険など)

自動車の車検証、任意保険証、運転免許証

固定資産(不動産)の納税通知書、登記簿謄本、権利証

---

## 5. 借金・支出に関する情報(ある場合)

借入の契約書や返済明細書

消費者金融・カードローンの利用明細

家賃や水道光熱費の滞納がある場合は、その通知書や督促状など

---

## 6. 現在の状況がわかるもの

障害者手帳、母子手帳、療育手帳、福祉医療受給者証など

医療費や介護費の領収証・請求書(直近 3 か月分)

---

なお、面談の結果、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。

生活保護の申請やご相談は、必要書類がすべて揃っていなくても行うことができます。

ただし、収入や資産の状況が不明な場合には、具体的なお説明やご案内が難しくなったり、申請後の調査に時間を要したりすることがあります。また、生活にお困りの状況が確認できない場合は、生活保護の決定ができないこともあります。

面談を円滑に進めるためにも、可能な範囲で必要書類をご持参いただくことをおすすめします。